

2024年度(第50回)丸紅基金 社会福祉助成金募集要項

社会福祉法人丸紅基金

丸紅基金(以下、「当基金」)は、丸紅株式会社(以下、「丸紅」)の拠出金により、1974年9月、厚生大臣の認可を受けて設立されました。設立の翌年、1975年より全国の福祉施設や団体が必要とする設備、機器、車輛、家屋のほか、各種団体が行う調査・研究活動などの資金助成として、毎年約1億円の助成を継続し、本年度で50年目を迎えました。昨今、社会課題が複雑化、顕在化する一方で、その課題解決に向けた多様な活動が広がりを見せています。当基金および丸紅は、そうした社会の動きに呼応し、当基金設立50周年を機に、本年度より助成金総額を増額します。募集の詳細は、下記のとおりです。

記

1. 助成金額・件数

助成金総額は最大3億円とします。

助成申込金額は限定しませんが、1件当たりの助成金額の上限は300万円とします。

2. 助成の対象

当基金の助成は、日本国内で社会福祉活動を行う民間の団体が企画する事業案件(車両、備品、機材等の購入、施設改修、イベント・講座、出版、調査研究など)で、次の条件を具備するものを対象とします。

- 1) 申込者(実施主体)は、原則として社会福祉法人、NPO 法人など非営利の法人であること。
(ただし、法人でない場合でも、3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする)
- 2) 明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること。
- 3) 助成決定から1年以内に実施が完了する予定のものであること。
(2024年12月から2025年11月末の1年間で、申込案件が実施・完了される事業が対象)
- 4) 家賃・光熱費・人件費等、一般経費の補填でないこと。
- 5) 申込案件に、国や地方公共団体の公的補助が見込めないこと。また、他の民間機関からの助成(クラウドファンディング、寄付を含む)と重複しないこと。

3. 選考基準

選考に当たっては、次の点を重視、配慮します。

- 1) 既存の社会福祉分野(障がい、高齢、児童・青少年)のほか、引きこもり支援、生活困窮者支援、子ども(地域)食堂、女性保護、地域コミュニティ活動など、行政の手が届きにくいと思われる案件。
- 2) 緊急性・重要性が高い案件。
- 3) 社会福祉に関する事業に従事する人々の環境改善・業務効率向上に役立つ案件。
- 4) 社会福祉の充実・向上に波及効果が期待できる、先駆的・ユニークな案件。
- 5) 直近3年度以内に当基金の助成を受けている団体からの申込は、優先度が低くなります。
- 6) 2024年1月に発生した能登半島地震に関連する案件は、優先度を上げます。

4. 申込方法

申込は、当基金所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記添付書類と共に事務局宛に郵送願います。

<添付書類>

- ① 定款(任意団体の場合は、規約などの内部規定)
- ② 役員名簿(住所、年齢等、個人情報に係る内容は記載不要)
- ③ 申込団体の決算書(直近の法人単位の事業活動計算書及び貸借対照表、またはこれらに類するもの)
- ④ 対象事業案件に要する費用の根拠となる書面
(見積書、購入商品のパンフレット・カタログの抜粋、写しなど)
- ⑤ 団体・施設の案内書(最近の活動状況の刊行物があれば併せて添付)
- ⑥ 法人格を有する団体は、登記簿謄本の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)

なお、申込書など申込関係書類は、当基金のホームページ(<http://www.marubeni.or.jp/>)からダウンロードしてください。

5. 申込受付期間

申込は、郵送のみとし、2024年5月1日より同年6月30日まで受け付けます。
(2024年6月30日消印のものまで有効)

6. 助成の決定、通知

助成先、金額は、選考委員会にて選考の上、理事会に諮り、決定します。

選考結果については、2024年10月下旬、当基金のホームページ上にて助成決定先を公表します。不採択の通知は行いません。

7. 個人情報について

申込書等に記載されている個人情報は、選考、助成に関わる業務にのみ使用し、当基金の「個人情報保護方針」に準じて適切に管理します。

・丸紅基金個人情報保護方針:<https://www.marubeni.or.jp/privacy.html>

8. その他

- 1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受け付けられません。
- 2) 申込は1団体1件に限ります。
- 3) 選考のために必要がある場合には、所定の添付書類の他に、更に詳しい書類を提出していただく、あるいは訪問調査をさせていただくことがあります。
- 4) 助成が決定した際は、所定の「承諾書」、その他必要書類を提出していただきます。その上で、当基金より助成金を銀行振込にて送金します。
- 5) 助成事業案件を実施した後、助成対象物件に当基金のロゴマークを貼付し、所定の「支出報告書」「完了報告書」を提出していただきます。
- 6) 助成実施から2年後に助成事業案件のその後の状況について「現況報告書」を提出していただきます。

<問い合わせ・書類の送付先>

〒100-8088

東京都千代田区大手町1-4-2

社会福祉法人丸紅基金

電話：03-3282-7591/7592 FAX：03-3282-9541

E-mail: mkikin@marubeni.com

HP： <https://www.marubeni.or.jp/>

以上